

# さいたま市自治基本条例検討委員会

## 第26回 会議の記録

日時	平成 23 年 6 月 21 日(火) 18:45~21:20
場所	浦和コミュニティーセンター第 14 会議室
参加者 ※敬称略	<p>〔委員等〕 計 14 名          伊藤 巖／内田 智／遠藤 佳菜恵／小野田 晃夫／栗原 保／高橋 直郁／富沢 賢治／          中田 了介／中津原 努／福島 康仁／細川 晴衣／堀越 栄子／湯浅 慶／渡邊 初江          (欠席者:染谷 義一／三宅 雄彦／吉川 はる奈)</p> <p>〔事務局:さいたま市〕 計 6 名          企画調整課主幹 小島豪彦／課長補佐兼総合振興計画係長 柿沼浩二／総合振興計画係主          査 松尾真介／総合振興計画係主査 大砂武博／総合振興計画係主査 宮川智行／総合振興          計画係主任 高橋格</p> <p>〔ダイナックス都市環境研究所〕 計 2 名          渡邊俊幸／谷口涼</p> <p>〔傍聴者〕          1 名</p>
議題及び 公開又は 非公開の 別	<p>1 開 会          2 議題          (1)各チームからの報告事項について          (2)自治基本条例について          3 その他          4 閉会</p> <p style="text-align: right;">[公開]</p>
配付資料	<p>・次第          ・資料1 条例案骨子の修正(案)          ・参考資料1 市民から寄せられた意見</p>
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048-829-1035

### 1 開会

#### ○事務局

(本日の出席委員数が、定足数である過半数を満たしていることを確認)

(配布資料確認)

(会議の公開と傍聴者の確認)

(参考資料 1 「市民から寄せられた意見」について後ほど紹介する旨の説明)

#### ○福島委員長

- ・ 時間も限られており、議事も多くあるので、効率良く議論を進めたい。
- ・ まずは各チームから報告をお願いしたい。最終報告たたき台作成チームからの報告に関しては後ほど議題とする。広報チームからの報告事項はあるか。

## 2 議題

### (1)各チームからの報告事項について

#### ○栗原委員

- ・ 遠藤副委員長が到着した後、報告したい。

#### ○福島委員長

- ・ 意見交換準備チームからの報告事項はあるか。

#### ○栗原委員

- ・ 6月17日（金）に岩槻区区民会議との出前意見交換会を開催した。参加は20名で、検討委員会からは中津原副委員長、内田委員と自分が参加した。
- ・ 区民会議の会長と事前に調整を行った結果、今期区民会議の発足から間もないため、勉強会形式での開催となった。内田委員が進行を行い、市民意見交換会のような形となった。
- ・ 特に危機管理に関する意見が多く出た。
- ・ 自治会に関する意見も多く集まった。中間報告を読んだ印象として、自治会が担わなければならない役割が多くなることを危惧するとの意見があった。自治会は任意団体ではあるが、行政の仕事も担う。しかし財政基盤があるわけではない。会員の高齢化も進み、加入率も71%と下がっている。そのような体制の中で、自治会の負担が増えるようになれば対応できないという意見であった。

#### ○中津原副委員長

- ・ 補足すると、中間報告に書かれている趣旨は良いが、支援をきちんと担保して欲しいということであった。
- ・ 6月18日（土）には、景観と住環境を考えるネットワークさいたまとの出前意見交換会を開催した。委員会からは自分一人が出向き、先方は7名の参加であった。
- ・ マンション問題に取り組んでいる団体であるため、議論は行政職員と住民の関わりが中心となった。また、住環境への取り組みの面から、広義の「市民」ではなく、住民への配慮を求められた。住民と開発企業の関係に関する意見が多かった。
- ・ 概要はまとめて提出する。
- ・ 今後は、6月23日に岩槻コミュニティ活動連絡会との出前意見交換会を実施する。また、7月12日にはさいたま・まちプラン市民会議とも出前意見交換会を実施する予定である。昨日、見沼区の自治会連合会の会合に自治基本条例の経過説明に行き、見沼区で開催する市民意見交換会への参加を呼び掛けた。見沼区の自治会関係から出前意見交換会の打診があった。
- ・ これまで7団体からの出前意見交換会の打診があり、3回開催した。今後2団体ほど打診の可能性はある。

#### ○福島委員長

- ・ 出前意見交換会への依頼が増え、市民の関心も高まっているようである。
- ・ 6月25日（土）に開催する桜区での市民意見交換会についてはどうか。

#### ○中津原副委員長

- ・ 委員会からは自分と堀越委員、細川委員が参加する。事前申し込みは少ないが、知り合いに声をかけている。埼玉大学の学生にも声をかけている。会場は桜区役所4階大会議室である。

### ○福島委員長

- ・ では、議題（２）に移る。
- ・ 本日は第２２条から検討を行うが、特に伊藤委員が次回出席できないため、まず自治会に係る第２９条（地域のまちづくり）から検討したい。

## (2)自治基本条例について

### ○事務局

（条例案骨子の修正（案）第２９条の変更点の報告）

### ○福島委員長

- ・ 修正案は第１９回、第２０回の検討委員会で出た意見を基にまとめている。全体的に条文の中にキーワードを埋め込んでいる。第１項の主語は「市民」としている。

### ○伊藤委員

- ・ 自治基本条例によって自治会が制約を受けることになれば自治会の設立趣旨に反する旨、自治会連合会の総会で市長や議長、全区長に伝えた。
- ・ 総会では自治会への加入を義務付けることに関する意見が出た。
- ・ 自治会を束縛すると、様々な活動に取り組みづらくなり、行政から依頼される事務を返上しなくてはならなくなるかもしれない。自治会を束縛することのないようにしてもらいたい。
- ・ 北区では、自治基本条例ではなく憲章でも良いのではないか、という意見が出ていた。旧４市のうち旧大宮市の市民憲章が参考となるように思われる。

### ○福島委員長

- ・ 自治会への支援の必要性和、束縛されることへの危惧に関する意見である。
- ・ 第３項は市の支援を規定しているものなので、この項目は良いか。

### ○中津原副委員長

- ・ どこをどのように修正すべきか、意見をいただきたい。

### ○伊藤委員

- ・ 第３項は個別に規定しているわけではないので、問題ない。

### ○福島委員長

- ・ 第１項や第２項で意見等はあるか。

### ○伊藤委員

- ・ 第３項に「市は」と書かれているが、ここには市長も含んでいるのか。

### ○中津原副委員長

- ・ 市長、議会、職員を含めている。
- ・ ここは修正されている。中間報告では「市長等」となっていた。

### ○事務局

- ・ 最終報告たたき台作成チームで市の定義を検討し、再修正案を出すことになる。

### ○福島委員長

- ・ その他、第１項や第２項に関する意見はあるか。

### ○伊藤委員

- ・ 基本的なことなので、特にない。

### ○中津原副委員長

- ・ 「地域コミュニティ」という文言を削除したことに関しては、言葉の捉えられ方も異なるので、賛成である。

### ○堀越委員

- ・ 「地域」という用語も明確ではない。元来「コミュニティ」もエリアと関係性の両方の意味がある。この「地域」はエリアを指しているのか。市や区ではなく中学校区や小学校区のような身近なエリアを指しているように感じるが、「地域」に関する説明が必要であるように感じる。

### ○福島委員長

- ・ エリアとしての議論であった。具体的に小学校区等を想定するかどうかという議論はなかったが、それらを想定した議論であったように思う。

### ○堀越委員

- ・ カタカナを使うよりは良い。

### ○中津原副委員長

- ・ その趣旨は解説で書き込めば良い。「地域」と「地区」の関係については、都市計画の世界では「地域」の方が広く、「地区」の方が狭い捉え方をする。条文案では「地区」という言葉は使われていないので、両者含んでいる。
- ・ 区よりは狭いのか、あるいはそのように限定しなくても良いか。区にまたがる、「鴨川沿線地域」等もあり得る。「地域」と言う場合、面積的に区よりも狭いとは言い切れない。

### ○事務局

- ・ 「地域」については、最終報告たたき台作成チームでも、中間報告で使った「地域と市」ではなく、「地域と社会」という言葉を修正案で使っていることに関して議論を行った。本文中からは市よりも狭い地域を想定できるが、市よりも大きな地域をイメージする人もいる。

### ○中津原副委員長

- ・ 「東北地域」や「関東甲信越地域」等もあり得る。

### ○湯浅委員

- ・ 最終報告たたき台作成チームで「地域」を具体的に定義したわけではないが、私は個人が暮らす一番基本的な単位は区であると感じているが、生活する基本的な単位ということを前提に議論したと思う。

### ○福島委員長

- ・ 「地域」について、具体的にイメージしやすくするために、また誤解を招かないようにするために、解説に書きこむことを考えたい。
- ・ 特に異議がなければ、原案通りとする。

### ○中津原副委員長

- ・ 資料右側の疑問点等の「ス」に、社会福祉協議会や民生委員の活動についても検討するとある。

### ○事務局

- ・ 第2項の「団体」に含まれるのではないかな。

### ○中津原副委員長

- ・ これらは解説で書き込む必要がある。そのほかにPTA等もある。

### ○伊藤委員

- ・ 市の社会福祉協議会の会長を以前は市長が務めていた。
- ・ 社会福祉協議会は高齢者や民生委員、募金等を扱っているので、配慮した方が良いのではないか。高齢者の介護や防災等、社会福祉協議会の実態を加味した上で自治基本条例を考える必要があるのではないか。

### ○福島委員長

- ・ 社会福祉協議会や民生委員の活動については、解説で書き込むことで良いか。

### ○中津原副委員長

- ・ どのように検討するのか。

### ○事務局

- ・ 最終報告たたき台作成チームでも決め切れなかった。趣旨としては第2項に含まれているように感じる。

### ○堀越委員

- ・ 趣旨は、第2項に含んでいると思う。さいたま市の地域福祉計画や社会福祉協議会の行動計画の根拠法である社会福祉法の説明には関連団体が全て記載されている。それらの団体を解説に書き込めば良いのではないか。

### ○中津原副委員長

- ・ 第1項の「自治会等の団体」と、第2項の「団体」は異なるのか。

### ○堀越委員

- ・ 第1項は、地域で暮らすために組織する自治会のような地縁団体を想定している。第2項は自発的に組織する団体を想定していると思うので、性格が異なるのではないか。
- ・ 第1項は、自治会等の活動を応援する趣旨なので問題ない。

### ○湯浅委員

- ・ 第1項と第2項は相互に関連している。一概に2つに分けられないので、書き方を工夫する必要があるのではないか。

### ○堀越委員

- ・ 社会福祉協議会は行政と協力関係にはあるが、独立した存在である。

### ○福島委員長

- ・ 第29条第1項の「自治会等」の「等」について、解説が必要ということか。地縁団体、地域団体を指す方向で解説を考えてみる。第2項に関しては多少広めのイメージか。

### ○堀越委員

- ・ 第1項はエリア型の団体で、住む場所に密着している。第2項はテーマ型の団体である。エリア型とテーマ型の団体が協力していくという趣旨だと思う。

### ○中津原副委員長

- ・ 第2項は両者を指しているのではないか。第2項がテーマ型の団体を指すのであれば、地域団体と連携することを書く必要があると思う。

### ○伊藤委員

- ・ 第2項は多様な活動を行っている個々の団体の連携であれば良い。

### ○中津原副委員長

- ・ 例えば、氷川の杜うるおいのあるまちづくり推進協議会はテーマ型の団体だが、その団体には自治会などのエリア型の団体も加入している。そのような両者の連携が必要である。エリア型の団体は専門的な知識やノウハウを持つわけではないが、テーマ型の団体は専門的な活動を行っており、その両者が連携することが大切である。

### ○堀越委員

- ・ そのようなことを表現してほしい。

### ○事務局

- ・ 中間報告から趣旨は変わっていないと思っている。
- ・ 第1項は住民が中心となるイメージのもので、第2項は地域において多様な活動に取り組む団体すべてを含むのではないか。

### ○福島委員長

- ・ 中間報告の要素を解説に入れる。第1項は地縁型コミュニティに関する規定として、第2項はテーマ型コミュニティも含めた規定としてまとめる。
- ・ 続いて第22条の監査の実施等の議論に移る。

### ○事務局

(第25回資料1 条例案骨子の修正(案)第22条の修正点の報告)

### ○福島委員長

- ・ 第22条は地方自治法の規定と重複しているが、この委員会では財政の健全性に関する議論もあったので、あえて残すことにした。地方自治法の規定を少し進めるような表現としている。

### ○内田委員

- ・ 民間企業ではバランスシート等に対して監査を行うが、市の監査とはどのようなことを行うのか。

### ○中津原副委員長

- ・ 数字をチェックするだけなのか、財政運営の方法にも立ち入って監査するのか。

### ○内田委員

- ・ 数字をチェックするだけなのか、財務運営等に異議を唱えるようなことも行うのか。

### ○事務局

- ・ 事務の執行が適正に行われているかを監査することが基本である。個別の事業や予算が適正かどうかということになると、議会の議決事項となるので、監査はあくまでも事務の執行が適正かどうかを確認することになる。

### ○中津原副委員長

- ・ 第2項は、数字の確認だけではなく、改善点等の指摘ということになっている。

### ○内田委員

- ・ 健全な財政や行政運営に関して、市民が議会に入り、市民参加で解決するのか。

### ○中津原副委員長

- ・ 監査では、状況報告までは行うということではないか。その報告を踏まえて、どうするかを決めるのは、議会の役割である。

### ○堀越委員

- ・ 監査委員の報告や外部監査人の報告を見たことがないので実物を見たい。

### ○福島委員長

- ・ 第1項は地方自治法に定める監査で、適正に、法令どおりに、かつ効率的に事務が処理されているかを確認するものである。あくまでも将来を決めるのは、政治の役割であるので、そこは別と考えた方がよい。
- ・ 第2項に関しては、市民が分かりやすいよう、場所・機会を提供することも含んで考えてもらえることを期待したい。

### ○中津原副委員長

- ・ 報告をまとめることが義務的事項で、分かりやすくまとめることが努力事項ということか。

### ○福島委員長

- ・ 報告書を分かりやすくまとめるだけではなく、より積極的に市民が関心を持つように公表することではないか。分かりやすくなければ市民は関心を持たない。その意味で第2項は重要である。

### ○事務局

- ・ 監査の報告書は用意する。

### ○遠藤副委員長

- ・ 監査委員は問題点を指摘するだけでなく、改善点も指摘するのか。あるいは指摘された問題点の改善は行政が取り組むのか。

### ○内田委員

- ・ 承認するだけでなく、問題点を公表・解説するということか。

### ○遠藤副委員長

- ・ 改善すべき点を指摘するということか。

### ○福島委員長

- ・ 第22条に関しては特に大きな修正はない。監査に関する資料を確認した上で、検討することとしたい。

### ○事務局

(第25回資料1 条例案骨子の修正(案)第23条の修正点の説明)

### ○福島委員長

- ・ 第23条(市の取組の評価)は制度としての評価に関する規定である。市民による評価は制度としての評価ではない。

### ○伊藤委員

- ・ 「市は」という主語に違和感がある。「行政は」とすべきではないか。「市」が主語だと曖昧だと思う。

### ○中津原副委員長

- ・ 「市」では包括的すぎる。多様な場面で使い分ける必要がある。字数が増えても、読んでいる人がイメージしやすいように個々に書き分けた方がよい。

### ○事務局

- ・ 市長や職員はそれぞれの役割を担うが、実施主体は法人格を持つ地方公共団体としての「市」ということではないか。

### ○中津原副委員長

- ・ 評価を行う主体の中には議会も入るのか。

### ○事務局

- ・ 「市」という団体を指し、その中で議会や行政の役割がある。
- ・ 例えば議会は行政の仕事に対する事業仕分けなどの取り組みを行っている。

### ○伊藤委員

- ・ 行政は市長の意向に沿っているので、行政と書いた方が良いのではないかと。

### ○中津原副委員長

- ・ 具体的にイメージしやすいように書き分けた方が良い。「地方公共団体たる市」では分かりづらい。その中に含まれないものがあるとなれば、更に分かりづらい。

### ○内田委員

- ・ 評価に目標は掲げられているのか。

### ○伊藤委員

- ・ 「しあわせ倍増プラン2009」の評価では、例えば学校訪問の回数が評価対象となっているが、それは市民が求めている評価ではないように感じる。
- ・ 将来のまちづくりを規定するのであれば、「行政」の方が分かりやすい。
- ・ 同じ目標に向かうとはいえ、市長が担うこと、議会が担うこと、行政が担うことはそれぞれ異なる。行政は市長に従うもの。
- ・ 職員は市長が言っていることは正しいという前提に立つことも必要だが、場合によっては市長に提言する必要もある。

### ○福島委員長

- ・ 「市」だけではイメージしづらいということである。

### ○高橋委員

- ・ 最終報告たたき台作成チームでも結論が出ていない。この件は最終報告たたき台作成チームが整理した後、再提出したい。

### ○福島委員長

- ・ 全条文を確認した後、決めることとしたい。それでも「市」とする場合、解説等により書きわたりやすくする。

### ○中津原副委員長

- ・ 自治基本条例は、議会・行政・市民の関係を定めるものである。「市民」には住民や在勤者・在住者がいる。「議会」の中には議員がおり、「行政」の中には市長や職員がいるという構造になっている。それらのアクターがどのように連携するかを規定するものであり、それらのアクターを表現した方が分かりやすい。

### ○福島委員長

- ・ その点も含め、最終報告たたき台作成チームで検討する。

### ○事務局

- ・ 第22回の委員会資料で、行政評価に関しては有識者の参加も考えられるという所管課等からの意見があった。市民の参加だけではないという意見であるが、その点についてはどうか。
- ・ 書き方として「市民等」としてはどうか、という意見であった。

**○内田委員**

- ・ 今は誰が参加しているのか。

**○事務局**

- ・ 学識経験者も入っている。

**○中津原副委員長**

- ・ NPOも入っている。

**○内田委員**

- ・ 学識経験者も入れた方が良くということなのか。市民の中に学識経験者も入るのではないか。

**○高橋委員**

- ・ 第2項の趣旨は学識経験者を排除するものではない。行政にとって都合の良い人だけを委嘱することを防ぐ趣旨で、市民が参加することを規定している。

**○富沢委員**

- ・ 自治基本条例のキーワードは「市民自治」で、市民自治の実効性のための事項を個々の条文で表現している。具体的な内容は解説に落とし込めば良い。市民と、議会・行政を含む「市」の3者のベストミックスをどのように形成するかを考えるのであれば、市と市民という構図としておいて、詳細は解説で表現すれば良いのではないか。

**○中津原副委員長**

- ・ 先ほどの高橋委員の言うとおりでと思う。

**○福島委員長**

- ・ 審議会では学識経験者が入るのが当たり前となっている。近年は公募市民を入れるようになっているので、第2項はこのままで良いか。

**○事務局**

(第25回資料1 条例案骨子の修正(案)第24条の修正点の報告)

**○福島委員長**

- ・ 第24条(組織の整備等)に関して、特に第2項の書き振りに対する意見を聞きたい。

**○堀越委員**

- ・ 「行政サービス」は委託や指定管理者のサービスも含めているのか。あるいは公務員が直営で行うサービスのことなのか。公共サービスと行政サービスの違いは何か。
- ・ 「市民参加」について、市民が思い描くものはそれぞれ異なる。個人的にはパートナーをイメージしている。パートナーとしての位置付けのニュアンスが出るように書けないか。これは「市民参加」の用語の定義にも関わる。

**○福島委員長**

- ・ パートナーとは意思形成から関わることか。

**○中津原副委員長**

- ・ 自治基本条例では市政への参加と協働を並列に置いている。
- ・ 市政への市民の参加は狭義で、議会と行政が行う市政に参加するものである。広義のものは協働となる。
- ・ 第2項は市民参加も協働も含めた組織風土であるので、「市民が市政に参加しやすい組織風土」では言葉が足りないかもしれない。

#### ○事務局

- ・ 第2項は最終報告たたき台作成チームでも保留としているので、基本的に変わっていない。

#### ○中津原副委員長

- ・ 「職員の責務」として、市民と積極的に関わることを記している。組織整備の条項では主語を「市」として、職員含めた組織がそのようになるということを規定しているのか。

#### ○伊藤委員

- ・ 組織について、このようなことを書かれなければならないことが問題ではないか。

#### ○中津原副委員長

- ・ 市長等がすでにその点に配慮しているということか。

#### ○伊藤委員

- ・ 事務局職員は何度か異動を経験してきている中で、どのように感じるか。
- ・ できていないとすれば、書かざるをえない。

#### ○福島委員長

- ・ 職員個人としては適正となるように自分で努めなければならない。他の職員を見て、別の部署でより能力を生かせると感じる場合もあるかもしれない。その点で、このような規定を置くことは無意味ではない。このような規定があることにより、より適正な人事が行われると思われる。

#### ○事務局

- ・ 社会情勢や人員、組織は変わっていくので、組織整備等は現状でできていることが将来できるとも限らないので表記する必要はあるかもしれない。

#### ○中津原副委員長

- ・ 法令は人が変わっても生き続けるものとして考える必要がある。現状の問題だけではない。

#### ○伊藤委員

- ・ 区長の権限もここに含まれるのか。
- ・ 市民からの苦情や問題点が多いようであれば、その組織のあり方を考えることも条文に書いても良いのではないか。

#### ○高橋委員

- ・ それは第2項で表現されている。

#### ○遠藤副委員長

- ・ 先ほど堀越委員が指摘された「公共サービス」と「行政サービス」の違いを聞きたい。
- ・ 「組織風土」がイメージしづらい。「風土」とは、影響を与える精神的な環境のことである。「環境」とした方が良いのではないか。

#### ○堀越委員

- ・ 行政側では「行政サービス」と「公共サービス」をどのように通常使い分けているのかを聞きたい。
- ・ 公共サービス基本法は公務員が行っている直営のものを公共サービスとしているが、その公共サービスは「行政サービス」のことだと考えている。公共サービスの実際の担い手は企業や市民もあるので、そのすべてを含めなければならない。それが分かるような書き方にしてほしい。

### ○事務局

- ・ 公共サービス基本法における「公共サービス」の定義は、一般的な行政サービスと同じだと思う。
- ・ 行政の世界では、「公共サービス」という言葉をあまり使わず、「行政サービス」や「市民サービス」という言葉を使っているように思う。

### ○堀越委員

- ・ 委託事業も「行政サービス」になるのか。

### ○事務局

- ・ 委託業務もあくまで市の仕事であるので、その通りである。
- ・ 「公共サービス」はより広いイメージである。電気、ガス、水道、バス、電車等も含まれる。

### ○内田委員

- ・ 新聞では「住民サービス」という言葉もある。

### ○堀越委員

- ・ 行政サービスとし、解説で必ずしも行政だけが担うものではないことを明記してほしい。

### ○福島委員長

- ・ 公共サービスをどのようにとらえるかの問題である。
- ・ 近年の傾向では、「公共サービス＝行政サービス」が崩れてきており、公共サービスの中で行政サービスが減り、新しい担い手が増えてきている。
- ・ どの言葉をどのように使うのかを解説に落とししていくしかない。
- ・ 第24条では「行政サービス」とし、委託事業等を含むとした方が分かりやすいか。

### ○遠藤副委員長

- ・ 受託事業者がサービスを提供していても、市民は区別せずに「行政サービス」と感じるのではないか。

### ○堀越委員

- ・ 現実問題として、例えばごみの収集が委託事業となっている。市は委託先の仕事を把握する必要がある。行政がコーディネートの役割を担い、委託事業者と協力し働くということをこの条項では明記する必要がある。市民としては、市にそのような点に留意してほしい。

### ○福島委員長

- ・ 市民からすれば指定管理者が行おうが「行政サービス」は行政サービスである。市が行政サービスの質を保つよう責任をもってほしい。

### ○堀越委員

- ・ モニタリングか共同管理運営かの違いはある。

### ○福島委員長

- ・ 市民の目線から捉えれば、「行政サービス」となる。
- ・ この条項では「行政サービス」はこのままとし、解説で書き込むこととしたい。
- ・ 第2項に関して意見をいただきたい。

### ○高橋委員

- ・ 第24条は第1項で形を整え、第2項で魂を入れる構造となっている。「環境の整備」だと無機質的な感じである。現状の「組織風土の醸成」の方がふさわしいと考える。

### ○細川委員

- ・ 環境が整った上で、一緒にまちづくりに取り組む雰囲気重要である。ここでは広い意味でのまちづくりを書いているので、方向性として、市は市民がまちづくりを共に進めていきやすいと感じるような組織風土を醸成するイメージである。
- ・ 個人的には「組織風土」がイメージしやすい。

### ○小野田委員

- ・ 「組織風土」は分かりやすいが、条例に使う言葉としては疑問が残る。
- ・ 何かインパクトがある言葉で市民参加の促進を書ければよい。

### ○中津原副委員長

- ・ 理念を一つの柱とする自治基本条例では、「組織風土」はインパクトがあって良い。

### ○富沢委員

- ・ 感覚的に組織風土は分かりやすい。「風土」とは、通常「自然」と「文化」を指している。市民がまちづくりに自然に入り込めるような環境を整えるように「風土」という言葉を使うのであれば、分かりやすい。

### ○中津原副委員長

- ・ 市民が参加しやすいという受け身ではなく、市民とともに市政運営をする組織風土のような積極的な書き方としてほしい。

### ○福島委員長

- ・ 経営学の言葉で「組織文化」という言葉もある。

### ○富沢委員

- ・ 文化の根底に自然がある。風土には両者の意味合いがある。市民参加がごく自然になるようにすれば「組織風土」という言葉が分かりやすい。

### ○堀越委員

- ・ 意識と行動に染みついているものを変える必要がある。例えば男女共同参画の際には「組織風土」という言葉が分かりやすかった。

### ○湯浅委員

- ・ 第24条を最終報告たたき台作成チームで議論している際、個人的には風土という言葉に違和感があった。解説で使う分には良いが、「組織文化」だと感じていた。
- ・ さいたま市らしさとすれば良いようにも感じる。

### ○福島委員長

- ・ 老若男女の意見を聞いたが、「組織風土」を残す方向で良いか。

### ○遠藤副委員長

- ・ 残すのであれば解説で説明してほしい。

### ○福島委員長

- ・ 「組織風土」が分かりづらいという意見もあるので、解説を検討する。

### ○事務局

- ・ 「組織風土」に関するこの規定について、どのように感じるか。今の案では「市民参加」となっているがどうか。

### ○中津原副委員長

- ・ 参加を受け入れるのではなく、より前向きな表現にして欲しい。当然、協働も含むべき。

### ○高橋委員

- ・ 「市民とともに～を進める」とすることではどうか。市政かまちづくりか。

### ○事務局

- ・ 職員の責務でもそのような議論があった。

### ○中田委員

- ・ 行政サービスについて議論されているが、「市」は「行政」と言い換えられるのか。そのような理解で良いか。

### ○事務局

- ・ 「行政サービス」は、必ずしも行政だけが行うものではない。
- ・ 例えば、議会にも職員がいるが、その職員は市長の管轄ではない。
- ・ 地方自治法で、地方公共団体は行政を広く担うという書き方もある。

### ○中津原副委員長

- ・ その点は問題としていない。努めなければならない主語が誰なのかということである。

### ○中田委員

- ・ 地方公共団体は法人格で、その中に議会や市長や市民が入っているという意味で捉えると、「行政サービス」で良いのかどうか。

### ○中津原副委員長

- ・ 最後まで通して整理してほしい。

### ○事務局

(第25回資料1 条例案骨子の修正(案)第25条の変更点の説明)

(参考資料1「市民から寄せられた意見」について説明)

### ○中津原副委員長

- ・ 第25条(法務)に関して、参考資料1の市民意見は、中央官僚的な書き方だと感じる。地方自治の時代としてはそぐわない。
- ・ 法にも幅があるので、その中で適正な判断をすることは自治体の権利・義務である。

### ○高橋委員

- ・ 地方分権が進んだ結果、地方自治体の法の自主解釈権が広まっていると聞いている。「市が地域又は社会の課題の解決のため、自らの責任において」解釈するのであれば問題ないのではないか。

### ○中津原副委員長

- ・ 適正な解釈および運用も、「地域又は社会の課題の解決」のために行うので問題ない。
- ・ 市民・住民の側からすると、法律があるのに開発業者の便宜のために解釈を曲げるのはどうか、という意見もある。そうではなく、「地域又は社会の解決のため」に運用するものであると考えるべき。
- ・ 「自らの責任において」という表現は大切だと思う。

### ○堀越委員

- ・ 第5章に関し、市民が関われることに関しては市民を主語とするようにしたのか。

### ○中津原副委員長

- ・ 市民が主体となって活動する項目と、市が主体となって活動する項目がある。市が行うことに対し、市民が担うべきことがあるとすれば各条の第2項で書いても良い。

### ○堀越委員

- ・ 条例は行政と議会のものという感覚がある。
- ・ 「市民法制局」という活動を行っている。介護保険法制定の際に、厚生省が条例準則を設けたが、それでは不十分と感じたため、「市民法制局」として介護保険の運営協議会に関する提言を行った。
- ・ 都内では、その提言を基にして条例を作った自治体もあった。その際、専門家の支援がなければ難しい。市民が必要と感じる条例を提案したい際には助けてほしい。例えば禁煙条例等が考えられるのではないか。

### ○中津原副委員長

- ・ 岩槻区の市民意見交換会でも、市民立法や市民による立法評価に関する意見があった。

### ○堀越委員

- ・ NPO法などのように、市民と法律を作っている例もある。条例レベルでもないわけではない。

### ○中津原副委員長

- ・ 条例制定に関する直接請求権はある。

### ○堀越委員

- ・ 直接請求権はある。
- ・ 議会との意見交換会で市民が条例を作りたい際に議会は窓口を設けるかを尋ねた。
- ・ 例えば保育所の入所に関する条例の文案を変えたい際にはどのようにすれば良いか。

### ○湯浅委員

- ・ 堀越委員の意見は、市民を主語にして、条例等の制定改廃を行う規定を盛り込むイメージなのか。

### ○堀越委員

- ・ 条例の制定改廃の際に、市民が関われる仕組みが欲しい。

### ○中津原副委員長

- ・ 地区まちづくり条例の草案を策定しており、完成後市か議会へ提案することを予定している。議会へは制度上市民から提出することはできないので、執行部提案か議会提案の形となる。そのような形もありえる。
- ・ さいたま市の中でそのような事例があるかは知らない。

### ○堀越委員

- ・ 介護保険の際、苦情解決窓口と市民参加の運営委員会を設ける旨さいたま市に提案したが受け入れられなかった。他の自治体では受け入れられることもあった。

### ○福島委員長

- ・ 地方自治法で条例案の提出権は限られている。市民が採り得る正規のルートは議会か執行機関に提案するしかない。そのような活動に対し、すべての分野で第3者が手助けすることは難しい。それらは市民参加等に盛り込むか。
- ・ 第25条は市をしばり、旧来の通達行政ではなく、自らの地域を適正な解釈をすることを明記している。市民立法について書くのは難しいように思う。

### ○伊藤委員

- ・ 法の改正・廃止を行うことは問題である。法令を都合の良いように解釈してはならない。

- ・ 法令の改廃を自治基本条例で規定することには無理があるのではないか。

#### ○遠藤副委員長

- ・ 国が法令を出し、それに基づき自治体は条例を制定・改正・廃止を行う。法令に関しては市が触れる事はない。

#### ○伊藤委員

- ・ 法令に基づいた条例に関する制定・改正・廃止ということか。法を逸脱していないのであれば良いが。

#### ○事務局

- ・ 条例を制定改廃するにしても、法律に反してはならないのが原則である。
- ・ この書き方で法律に違反してでも条例がつくられるように読み取られるのであれば、書き方を工夫する必要がある。

#### ○中津原副委員長

- ・ 市民立法はこの条項に入れなくても、どこかに入れられるか検討する。

#### ○事務局

- ・ 条例の制定改廃は課題解決の一つの手法である。
- ・ 市民の意見を聞くことは市民参加や応答義務で捉えることができるのではないか。

#### ○堀越委員

- ・ 自治基本条例を市民がつくっている趣旨は第25条に含まれていない。

#### ○高橋委員

- ・ 市民立法は大切な話であるので、最終報告たたき台作成チームで市民立法の要素を盛り込んだ条文を検討するべきではないか。

#### ○堀越委員

- ・ 実際に市民立法機構という活動をしている団体をはじめ、様々な動きがある。

#### ○福島委員長

- ・ 市民立法が条文になるとは限らないが、検討の余地はある。その趣旨が市民参加で十分汲み取られれば問題ない。市民立法の条項ができる可能性もある。

#### ○中津原副委員長

- ・ 「市の発展のための」という形容詞に違和感があったが、無くなってしまうと寂しい感じもする。

#### ○事務局

- ・ 最終報告たたき台作成チームで、ここで「市の発展のための」と書くと、他の部分ではその必要はないように捉えられるという議論があった。
- ・ ここでの主語を市以外とするのはどうか。条例を制定するのは議会であり、規則を決めるのは市長等である。

#### ○福島委員長

- ・ 本日は第25条まで検討した。
- ・ 最後に、広報チームからの報告をお願いしたい。

### 3 その他

## 4 閉会

### ○遠藤副委員長

- ・ 6月20日、栗原委員、細川委員と3名で集まり、ニュースレターの最終号（第5号）について話し合った。趣旨は最終号なので、検討委員会として、「委員の意見まとめ号」という趣旨で作成したい。内容は市長への最終報告をしたことと、各委員の紹介をトピックとして入れたい。
- ・ 委員には、以下の3項目のうち、どのようなことを中心としたいかを検討頂きたい。
  1. 最終報告への思い・考え・メッセージ。
  2. 最終報告の概要。
  3. 今後の流れの説明。例えばパブコメや運用委員会等を説明する。
- ・ 今後の流れを説明するとすれば、最終報告後を見据え、どのような動きが考えられるか、どのように進めていきたいかをとりまとめる必要があるので、ご協力頂きたい。

### ○堀越委員

- ・ 広報チーム内でどのような議論があったのか。

### ○細川委員

- ・ まとめ号であると同時に、新たなスタートにもなる号としたいと考えている。中間報告からの変更点について紹介すること、最終報告提出後の条例制定までの流れについて紹介すること、トピック的に検討委員会の紹介などが考えられるが、どの点をメインにするかは決めていない。検討委員会で意見を頂きたい。

### ○高橋委員

- ・ 量はこれまでのニュースレターと同じか。

### ○細川委員

- ・ A4カラーで4ページである。

### ○中津原副委員長

- ・ ボリュームは足りるか。作業のスケジュールは間に合うか。

### ○遠藤副委員長

- ・ 配布は10月を予定している。委員会が終了後に配布することとなる。

### ○中津原副委員長

- ・ 広報チームは8月以降も活動するという事か。

### ○事務局

- ・ 次回は6月28日（火）に開催する。場所は改めて連絡する。次回で最後まで一通り進めたい。

以上